

平成26 年5 月吉日

会員各位

特定非営利活動法人
日本臨床歯周病学会
理事長 西原廸彦
ペリオインプラント委員会
委員長 武田朋子

インプラント認定医申請症例数の変更について

謹啓

若葉眩しい季節となりました。会員の先生方におかれましてはお元気でお過ごしのことと存じます。また、平素は日本臨床歯周病学会の会務にご協力下さり誠にありがとうございます。

さて、平成26年6月より申請が始まります「インプラント認定医申請」について、5月18日に開催されました平成26 年度第1 回理事会におきまして、一部変更がありましたのでお知らせ致します。

当初、申請症例数は5 症例と規定させていただきましたが、暫定期間への配慮等、諸処の事情により暫定期間のみ申請症例数を3 症例と緩和する事が決定致しました。

申請開始直前の変更でご迷惑をおかけ致しますが、より多くの先生方にインプラント認定医を目指して頂けると期待しております。

以上、急ぎ変更をお知らせさせて頂きました。今後も変わらず本会へのご協力をお願い申し上げます。

謹白

(注) インプラント認定医暫定制度施行細則第2 条第7 項を以下のように一部変更する

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会

インプラント認定医およびインプラント指導医に関する暫定制度施行細則

第2 条 暫定期間中は、以下の各号を満たすものに限り、インプラント認定医委員会の審査と理事会の了承を経て、インプラント認定医として本会から認定登録する。

(7) 歯周病患者 3 症例のインプラント治療に関する資料を提出した者。症例については、インプラント認定医審査施行細則第4 条第1 項を準用する。